

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730456

研究課題名(和文)生活実践の変化と「公共性」の多様性に関する環境社会学的研究

研究課題名(英文)Environmental Sociological Research about the Transition of Human Life and the Diversity of "Public"

研究代表者

武中 桂 (TAKENAKA, KATSURA)

北海道大学・文学研究科・専門研究員

研究者番号：10599880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、自然環境の保全に対する地域住民の主体的な行動は、どのような過程を経て正当性/正統性を備えたものとして社会的に認知されるのか、社会的に正当/正統として認められた地域住民の行為は「環境保全」とどのような関係にあるのかを分析・考察し、「新たな公共性」のあり方を提示することを目的とした。しかしながら、事例の不確実性を想定しておらず、2年度目以降も事例選択ならびに各事例の概要の理解に多くの時間を要してしまい、事例分析や考察が十分にできなかった。そのため、研究機関内に「公共性」とのリンクの解明ならびに「新しい公共性」の提案という点には到達できなかったのが、本研究の大きな反省点である。

研究成果の概要(英文)：This research is focused on the voluntary behavior of local people for the conservation of the natural environment. How do contribute the legitimacy in local area? And how do be recognized their behavior as legitimate act in local area? This research discusses about the relationship between "environmental protection" and their own behavior in their daily life, and intended to provide a way of "new public."
However, it is not assumed uncertainty of the case, even after the second year it would be time consuming to case selecting and understanding the outline of each case, case analysis and consideration can not be sufficiently. Therefore, the research institution that proposal of the link between the "public" Elucidation and "new public" is that could not be reached, it is a major reflection point of the study.

研究分野：環境社会学

キーワード：地域社会 正当性/正統性 生活実践 公共性

1. 研究開始当初の背景

本研究は、主体形成や正当性 / 正統性の問題を軸としながら、「公共性」について考える。

まず、自然環境の保全に対する地域住民の主体的な行動は、どのような過程を経て正当性 / 正統性を備えたものとして社会的に認知されるのか、を明らかにする。そして、彼らの行為が、今日求められる「環境保全」とどのような関係にあるのかを分析し、必ずしも「環境保全」への直接的な貢献がなくとも、特定の地域住民による主体的な行動が、地域全体を巻き込みながら「自然-人間」関係を維持させ、結果的に「環境保全」を導く可能性について言及する。そこから「公共性」のバリエーションを見出し、その上で示唆される「新たな公共性」のあり方について考察する。

本研究の中心的な問題関心は、ライフスタイルの変化に伴い次第に「自然-人間」関係が希薄になる一方で、「公共空間」において、特定の地域住民たちが「環境保全」に関する行動を実施する場合、どのような過程を経て彼らの行動が正当 / 正統であると社会的に認知されるのか、という部分にある。特定の主体が「公共空間」において独自の活動を展開すれば、行政をはじめとする他の主体との間において軋轢や見解のズレが生じ、「誰のどのような価値を優先させるのか？」という点が争点となり、主体間ではかかわりに対する正当性 / 正統性のあり方が問われる場合が少なくない。つまり、私たちに与えられた課題は、「公共空間」の環境保全について、誰が主体となって、どのようにそれを守っていくのか、ということである。「公共空間」において主体的に行動する場合に正当性 / 正統性を備えた主体とは、一体どのような立場にある人々なのだろうか。どのような経緯を経てその主体が社会的に正当 / 正統であると承認されるのだろうか。また、彼らの行為はどのように「公共性」とリンクしているのだろうか。以下、3つの側面から考えていく。

地域住民自らが「環境保全」の主体として立ち上がることがある(たとえば、菊池,2006:229)。彼らの主体的な行為について、藤村は「発言力」というキーワードで説明する。かつては生活に利用していたが現在は国定公園に指定されている草原を事例とし、そこから生活の糧を得るという意味では関心がないにもかかわらず「草原への発言力を維持すること」に地域住民が強い関心を持つという事象を、「土地に対する発言力は必ずしも『実際にはたらきかけを持つ』主体が持つのではなく、『過去のはたらきかけの記憶によって維持』されている『土地にまつわる生活規範』が、今なお地域住民が発言力を持ち続けている理由である」と説明する(藤村,2002:99)。ただし、この「発言力」は、その主体として「地元」が

再設定される可能性を前提としているため、それ以外のアクターが環境保全主体として台頭した場合に、どのような過程を経て最終的に地域住民がその主体になりうるのか、という部分については答えられていない。そこで本研究では、地域住民、それ以外の主体、そのどちらかに最初から主体となる可能性が備わっているのではなく、あくまでも両者を並列な状況にあると仮定した上で、地域住民がどのようにして環境保全の主体として立ち上がってくるのか、について事例分析から明らかにする。

また近年、地域住民が参加する形での環境保全事業が数多く進められている。だが、地域内にあるひとつの自然環境をめぐる多様なアクターがかかわりを持つ場合、その経緯や目的などの違いから、主体間では環境認識のズレが生じ、どの主体が正当性 / 正統性を備えているかという点が争われることとなる。環境社会学においても、特定の主体がかかわりの正当性 / 正統性を獲得していくプロセスについて、これまで多数報告されている(福永,2007a; 福永,2007b; 菅,2006; 矢野,2006など)。たとえば菅は、「公益」や「資源保護」といった近代国家という外部アクターによって提示された新しい文言やコンセプトを、新しい状況に対応させながら旧来の集落が河川を管理する正当性 / 正統性を主張するために主体的に選びとったものとして描き、資源保全の価値が対外的な権威を持ったものとして地域内で行使されていく、と言う。対抗するための要件として外部の価値規範を流用し、それが社会のなかで受け入れられてきたことが考えられる、と論じる。これらの議論から、当該地域における今日に至るまでの暮らしの「歴史」が、かかわりの正当性 / 正統性の根拠となりうることがわかる。すなわち、複数の主体間でひとつの空間に対するかかわりの正当性 / 正統性が争われるとき、「歴史」や外部の価値を根拠に地域住民を正当性 / 正統性を備えた主体として設定することは、主体間の争いを解消する手法として有効である。ただし本研究では、特定の地域住民による主体的な環境行動が、争いを導いていないだけでなく、必ずしも「環境保全」への関心が高くない主体をも巻き込みながら実施されている事象を考える。つまり、主体的に環境活動を展開する主体と、確たる目的意識がなくとも「参加」する主体との相互的な関与 / 不関与と承認のしくみについて考える。

そして、公共性を備えた空間の維持や管理に対して「地域共同管理」という考え方がある(中田,1977/1980=1993)が、そこにおいては「地域住民の参画と自主管理を促す社会的仕組み」が重要であるとされる(嘉田,2003)。また、環境に対する「過剰な市民参加」と市民の「過剰な無関心」の狭間で、一義的に「よい環境」を定義する

ことの困難さも指摘されており、当該現場において「小さな公共性」を作り出すことの必要性が、今日議論されている（田中,2010a,2010b）。

これらを踏まえ、本研究では、公共性を備えた空間において、必ずしも「環境保全」への直接的な貢献がなくとも、特定の地域住民による主体的な環境行動が、地域全体を巻き込みながら「自然-人間」関係を維持させている、という事象について考える。すなわち、主体間の相互的な関与/不関与の境界において、一見すると地域環境資源の「共同管理」が円滑に遂行されているように見える、という状況である。このような事象を詳細に分析することで「公共性」のバリエーションを提示し、今日必要とされる「小さな公共性」に対してその実現可能性を提示し、モデルの構築が求められている。

2. 研究の目的

本研究は、自然環境の保全に対する地域住民の主体的な行動が、正当/正統なものとして社会的に認知されるプロセスについて分析し、その行動と「環境保全」との関係性を考察して、「新たな公共性」のあり方を提示することを目的とする。

社会科学的視座から環境管理を議論する本研究は、地域社会内のしくみや規範の変化を踏まえ、静的に描かれがちであった社会内部を動的に描き直すことで、科学的な知見に対して新たな視点を提示する点に学問的貢献が見込まれる。また本研究では事例研究から地域住民の実践を浮かび上げ、環境社会学の立場から「公共性」のバリエーション、ならびに順応的管理のモデルを提示する点に社会的貢献が見込まれる。「政策」と地域住民との関係について、詳細な生活環境史にまで遡って論じた研究成果は未だ少なく、環境保全政策と地域住民との関係を含めた詳細なモノグラフとしての価値を備える本研究は、環境諸科学における各議論に基礎的なデータを与えると予想される。

3. 研究の方法

本研究では、ある地域で展開される特定の地域住民による主体的な環境活動を対象とする。関連する事例についても取り上げて比較研究し、モデル構築や政策提言につなげることを目的とする。

具体的には、京都府から大阪府にかけての淀川管内（河川流域を含む）を研究対象地域として設定する。他の河川と同様に、かつては淀川管内も流域に暮らす人々の生活において多様に利活用されていたが、現在においてそのような場面は見られない。しかし当該地域では、平成16年より「河川レンジャー」と呼ばれる人々が「環境(河川)」にまつわる活動を展開しており、平成

23年現在、20名がレンジャーとして活動している。「河川レンジャー」とは、「住民と行政が一緒になって川の管理や整備を行うため、住民と行政との間に立って、行政が責任を持たなければならないこと以外で、危険を伴わない河川管理上の役割を担う人や団体(団体に属する個人を特定)」を指す（<http://www.river-ranger.jp/about/about.html>）。多岐にわたる「河川レンジャー」の活動が社会的に正当/正統であると認知される背景には、これが国土交通省認定の「肩書き」であることが深く関係する。つまり、「自分たちは国に任命されて活動している」というある種の権威性をもって、彼らが活動している側面があり、いわば地域住民と行政との橋渡し役として位置づけられる。ただし、河川レンジャーは河川管理者(行政)の代理人ではなく、法律上は何の権限も保有しない。そして、河川流域における「自由使用の原則」に基づきながら、自らの意志と責任のもとで個性と特性を活かした活動を行わなければならない。すなわち、ここで問われるのが「公共性」のあり方である。広く一般に開放された空間において、ある種の権威を持つ特定の主体が活動を展開する場合、その他の関係主体との間でかかわりの正当性/正統性が争われる場合が少なくない。とりわけ、そこが「公共空間」であることから何の「権威」も持たない「市民」との間に何らかの衝突が生じてしまうことは安易に予想される。それにもかかわらず、淀川管内において目立った対立等はなく、むしろ「河川に関する様々な取り組みの主導的な者」として彼らは社会的に認知されている。それだけではなく、河川レンジャーは地域住民を巻き込みながら様々な活動を展開している。彼らが継続的に活動を展開できるのには、その活動が「自らの得意分野・能力を活かした活動」であることも関係するが、「河川レンジャー」の取り組みが示唆するのは実現可能な住民参加による環境保全のあり方である。同時に、「公共性」のバリエーションを提示している。すなわち、河川管理において「河川レンジャー」が果たす役割を正確に把握することによって、今日求められる「小さな公共性」のモデルを提示することができると言えよう。本研究においては、行政と地域住民との中間的な位置づけにある「河川レンジャー」の活動について詳細に分析し、地域住民が担う形での環境保全政策について「内からの政策提言およびモデル構築」を目指す。

なお本研究は、フィールドワークを基軸とした詳細な調査と同時にモデル構築や政策提言を念頭においた実践的な調査を目指す。具体的には地域住民や行政をはじめとする各関係者への聞き取り調査、図書館等での史資料収集、必要に応じて地域内での会議等に参加したり、ワークショップを開

催したりしながら調査研究を進めていく。

4. 研究成果

自然環境をめぐる多様な主体が存在するため、相互の見解の差異を考慮した上で複数解を共有できるような保全のあり方をデザインする必要がある。従来の「自然保護」では科学（生態学）的価値を判断基準としたものが多かったが、近年では生態系を動的なものとして捉え、結果をフィードバックさせ常に試行錯誤を繰り返しながら自然環境を管理するという「順応的管理」の考え方が主流になりつつある。以上を踏まえ、地域社会で形成された自然観と「環境保全」との関係を追求する点、生活実践の側から保全のあり方を迫る点に本研究の特色がある。

しかしながら、対象としていた事例における停滞や不確実性を想定していなかったため、当初の予定通り調査研究を進められなかった場合の代替策を特段予定していなかった。2年度目以降も事例選択ならびに各事例の概要を理解することに多くの時間を割いてしまったことが否めず、事例分析や考察が十分にできなかった。そのため、研究機関内に「公共性」とのリンクの解明ならびに「新しい公共性」の提案という点には到達できなかったのが、本研究の大きな反省点である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武中 桂 (TAKENAKA Katsura)

北海道大学 文学研究科 専門研究員

研究者番号：10599880

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：